

改正法附則において努力義務規定を設ける理由について

改正法の附則において、修習給付金（仮称）の支給を受けた者につき、修習の成果を社会に還元するよう努めなければならない旨を規定することとしている。

司法修習生に対する経済的支援については、法曹三者を統一的に養成する司法修習制度の創設以来、国が給与を支給する給費制が実施されていたが、司法修習生の大幅な増加に対応する必要性等を理由に、平成16年の裁判所法改正により貸与制が導入された。その後、司法試験合格者3000人目標は事実上撤回され（平成25年7月法曹養成制度関係閣僚会議決定）、司法制度改革関連予算も減少傾向にあるという事情の変化があるとはいえ、現在でも、司法修習生の大幅増以外に貸与制移行の理由とされた①司法制度全体の合理的な財政負担を図る必要性や②公務に従事しない者に国が給与を支給するのは異例であること等の事情を考慮すべき必要性は必ずしも失われていない。

本改正法により、貸与制は維持されるものの、全ての司法修習生（身分としては国家公務員ではなく、その約9割は修習終了後間もなく弁護士として活動することになる。（参考）参照）に対し修習資金の一部が国費から渡し切りで支給されることになる。もっとも、上記のような経緯に加え、現在議論されている一般の大学生等に対する給付型奨学金制度の内容（報道ベースでは、給付対象者が低所得者世帯等に限定され、給付額は月額3万円程度）等に照らすと、司法修習を始めとする法曹養成プロセスに対する国民の視線はこれまで以上に厳しいものになることが予想されるほか、修習を終了した者が修習の成果を踏まえて一定の公共的・公益的使命を果たすことが国民からより一層期待されることになるものと考えられる。他方で、修習を終了した者の約9割がなる弁護士については、一部の法律事務所や一部の弁護士会を中心に公益的活動が実施されてはいるものの、基本的に個々の弁護士の判断に委ねられているほか、その社会的認知度も高いとはいえない状況にある。

そこで、本改正法の施行を機に、修習を終了した者の公共的・公益的性格を明らかにし、修習給付金の支給に対する国民の理解を得るための一助（一内容）となるよう、修習給付金の支給を受けた者に対し、修習の成果を社会に還元する努力義務を課すこととしたものである。

なお、修習を終了した者の97%近くが一旦は法曹になるのが現状ではあるが、仮に法曹とならなかった場合についても、司法修習で獲得し得る経験は

単なる法的知識にとどまらない幅広い知見等に及ぶことからすれば、そうした知見等を修習終了後の社会生活において有効に活用し、その従事する職務又は業務、さらにはボランティア活動を含む社会活動等を通じて、それぞれの立場から修習の成果を社会に還元することは十分に可能であるものと考えられる。

(参考) 司法修習終了者の進路別人数の推移

・第65期

裁判官92人、検察官72人、弁護士1,864人、その他52人(総数2,080人)

(「その他」の内訳) 登録見込み1人、企業・官庁・大学等への就職等17人、就職活動中4人、不明・その他30人

・第66期

裁判官96人、検察官82人、弁護士1,799人、その他57人(総数2,034人)

(同上) 企業・官庁・大学等への就職等23人、就職活動中4人、不明・その他30人

・第67期

裁判官101人、検察官74人、弁護士1,737人、その他61人(総数1,973人)

(同上) 登録見込み1人、就職活動中4人、企業・官庁・大学等への就職等26人、不明・その他30人

※ 弁護士については、一括登録日から約1年経過時点での登録数